

市税の納付等に係る「災害等による期限の延長」について

(市民生活部 税務課)

(概要)

令和3年7月1日からの大雨による災害により、本市において災害救助法が7月3日に適用されたところです。

本市伊豆山地区においては、土石流が発生し、多数の方々が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じている状況にあるほか、不動産等の財産においても損害を受けている状況にあります。こうした中、大雨災害の被害を受けた方々への支援措置として、地方税法及び熱海市税賦課徴収条例に基づき、市税の納付等に係る「期限の延長」を行うものです。

1 根拠法令等

地方税法 第20条の5の2第1項

熱海市税賦課徴収条例 第18条の2第1項及び第2項

※ 熱海市税賦課徴収条例（抜粋）

(災害等による期限の延長)

第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 指定方法

告示の方法により、市税の納付等の期限の延長に関し、その地域及び期日を定めるものです。なお、市税の納期限の延長期間については、初めに始期となる日を告示し、後日、災害が止んだ際に終期となる日を定める告示を行うことにより、確定させるものです。

3 指定地域及び対象期間

指定地域	対象期間
熱海市伊豆山 ※ 被害の有無に関係なく、伊豆山全体を対象とします。	令和3年7月3日から 別途告示で定める期日まで

4 期限延長の内容

- 告示で定める日以降に到来した通常の納期限は、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。ただし、口座振替分を除くものとします。
- 告示で定める日以降に到来した申告、申請、請求その他書類の提出の期限は、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

5 告示日

令和3年7月16日（金）（県税の期限の延長の告示日と同日）

6 市民等からの問合せ先

税務課納税室 0557-86-6168